

平成 31 年 5 月 13 日
事 務 連 絡

大和ハウス工業(株) 御中

国土交通省住宅局建築指導課長

防火基準への不適合等に関する対象物件数の訂正への対応について

貴社より、平成 31 年 4 月 12 日に公表した防火基準への不適合等について、対象物件数の訂正の報告があったことは、遺憾である。

については、「防火基準への不適合等に関する対応について」（平成 31 年 4 月 12 日付け国住指第 117 号）、「防火基準への不適合等に関する指示事項における追加対応について」（平成 31 年 4 月 15 日）に加え、新たに明らかとなった物件等に関し、以下の対応を求める。

① 住宅所有者等への丁寧な説明

- ・住宅所有者等に対して、事案の内容について丁寧に説明すること。

② 特定行政庁等への報告

- ・特定行政庁等に対して、可及的速やかに、廊下を支える柱等が防火基準に適合しない可能性が新たに判明した共同住宅 7 棟について報告し、防火基準への適合性の判断を確認するとともに、必要な是正指導を受けること。
- ・新たに不適合が判明した住宅について、速やかに構造安全性に関する第三者機関の確認を受けた上で、特定行政庁に報告すること。

③ 改修等の迅速な実施

- ・廊下を支える柱等が防火基準に適合しない可能性が新たに判明した共同住宅 7 棟について、特定行政庁の是正指導に従って可及的速やかに改修すること。
- ・新たに不適合が判明したその他の住宅について、住宅所有者等の意向を踏まえて必要な対応を行うこと。

④ 原因究明及び再発防止策の報告

- ・本事案についても原因を究明するとともに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国交省に報告し、当該報告に基づき、必要な改善策を講じること。

⑤ 独立基礎の不適合事案を含め、これまでに供給した全棟に関する徹底的な調査実施

- ・独立基礎の不適合事案を含め、これまでに供給した全棟について、型式や基準への不適合が生じていないか改めて徹底的に調査を行い、新たな事案が判明した場合は、同様の対応を行うこと。